

アスファルト・コンクリート塊優先搬出施設指定要領

(総則)

第1条 この要領は、アスファルト・コンクリート塊の再々利用を行うため、再生加熱アスファルト混合物生産施設及び同施設に再生骨材を販売している再生砕石施設への優先的な搬出に必要な事項を定める。

(優先施設の要件)

第2条 優先施設は、佐賀県建設副産物再生施設指定要領（平成6年3月10日付け企指第954号土木部長通知）に基づき指定を受けた施設で、次の要件のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 佐賀県内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下、「廃掃法」という。）第14条で規定する中間処理業（As塊）の許可を持つ再生加熱アスファルト混合物生産施設
- (2) 廃掃法第14条で規定する中間処理業（As塊）の許可施設で再生骨材（0～13mm）を佐賀県建設副産物再生施設指定要領に基づき指定を受けた再生加熱アスファルト混合物生産施設へ売買契約に基づき販売している再生砕石施設
- (3) 廃掃法第15条で規定する破砕許可施設（5t/日を越える）を持つ再生加熱アスファルト混合物生産施設（元請け工事における自社処分のみ可能である施設）
- (4) 破砕施設（5t/日以下）を持つ再生加熱アスファルト混合物生産施設（元請け工事における自社処分のみ可能である施設）

(優先施設の指定申請)

第3条 優先施設の指定申請については、次の各号に従って申請書類を提出しなければならない。

- (1) 申請の時期
随時
- (2) 提出書類
ア アスファルト・コンクリート塊優先搬出施設指定申請書（様式-1）
イ 佐賀県建設副産物再生施設指定の写し
ウ 廃掃法第14条又は第15条で規定する廃棄物処理業許可証の写し
エ 前条（2）の申請については、再生加熱アスファルト混合物生産施設との売買契約書の写し、及び継続契約の場合は、直近1年間の売買実績表
- (3) 提出先
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
佐賀県県土整備部建設・技術課 TEL (0952) 25-7168
- (4) 指定の有効期間
優先施設の指定の有効期間は申請日の年度末（3月31日）までとする。なお、2月10日から3月31日までに申請した場合の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(指定の更新)

第4条 優先施設の指定の更新については、次の各号に従って申請し、適当と認められた場合には、指定を更新する。

- (1) 更新の時期
毎年4月1日
- (2) 更新申請書の提出期間
毎年2月10日から3月5日まで
- (3) 提出書類
ア アスファルト・コンクリート塊優先搬出施設指定更新申請書（様式-2）
イ 佐賀県建設副産物再生施設指定の写し
ウ 廃掃法第14条又は第15条で規定する廃棄物処理業許可証の写し

エ 第2条(2)の申請については、再生加熱アスファルト混合物生産施設との売買契約書の写し、及び継続契約の場合は、直近1年間の売買実績表

(4) 提出先

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

佐賀県県土整備部建設・技術課 TEL(0952)25-7168

(5) 指定の有効期間

優先施設の指定の有効期間は4月1日から1年間とする。

(優先施設の指定及び更新の通知)

第5条 優先施設の指定及び更新申請のあった施設に対して、適当と認められた場合には、佐賀県県土整備部長が通知する。

(優先施設の指定取り消し)

第6条 優先施設に指定した施設に対して、以下の場合には指定を取り消すことがある。

(1) 第2条の指定要件に該当しないことが判明した場合。

(2) 申請書類の記載内容に虚偽の事実が判明した場合。

(3) 公共事業に携わる者として著しく不適当な行為があったと認められる場合。

(優先施設の取り下げ)

第7条 優先施設の指定申請及び指定を受けた施設は、第2条の要件に該当しないと判明した場合、アスファルト・コンクリート塊優先搬出施設指定取り下げ申請書(様式-3)を提出しなければならない。

(記載内容の変更)

第8条 記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更申請を行う。

(附 則)

この要領は、平成25年2月15日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和5年2月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和5年10月10日から適用する。

(様式一1)

アスファルト・コンクリート塊優先搬出施設指定申請書

佐賀県県土整備部長 様

アスファルト・コンクリート塊優先搬出施設の指定を申請します。

年 月 日

〒

住 所 _____

氏 名 _____
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

施設名称 _____

施設所在地 _____

優先施設の区分 要領 第2条 () _____

添 付 書 類

- ①佐賀県建設副産物再生施設指定の写し
- ②廃棄物処理業許可証の写し
- ③再生加熱アスファルト混合物生産施設との売買契約書の写し、及び継続契約の場合は、直近1年間の売買実績表

(様式一2)

アスファルト・コンクリート塊優先搬出施設指定更新申請書

佐賀県県土整備部長 様

アスファルト・コンクリート塊優先搬出施設の指定の更新を申請します。

年 月 日

〒

住 所 _____

氏 名 _____
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

施設名称 _____

施設所在地 _____

優先施設の区分 要領 第2条 () _____

添 付 書 類

- ①佐賀県建設副産物再生施設指定の写し
- ②廃棄物処理業許可証の写し
- ③再生加熱アスファルト混合物生産施設との売買契約書の写し、及び継続契約の場合は、直近1年間の売買実績表

(様式一3)

アスファルト・コンクリート塊優先搬出施設指定取り下げ申請書

佐賀県県土整備部長 様

アスファルト・コンクリート塊優先搬出施設の指定申請及び指定を取り下げます。

年 月 日

〒

住 所 _____

氏 名 _____
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

施設名称 _____

施設所在地 _____

取り下げ理由 _____